

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年6月16日)

## 【 件 名 】

- 1 障害者支援施設「県立鹿野かちみ園」における不適切な身体拘束(虐待)事案  
について  
(障がい福祉課)・・・1
- 2 指定居宅介護支援事業者の指定取消処分等について  
(長寿社会課)・・・ 5

福 祉 保 健 部



## 障害者支援施設「県立鹿野かちみ園」における不適切な身体拘束（虐待）事案について

平成28年6月16日  
障がい福祉課

障害者支援施設「県立鹿野かちみ園」（指定管理者：鳥取県厚生事業団。以下「事業団」という。）において、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）に基づく行政機関（鳥取市、県東部福祉保健事務所）の調査により、利用者に対する不適切な身体拘束（居室の施錠）が行われていたことが判明しました。この調査を受け、施設設置者として「県立鹿野かちみ園」はもとより事業団が管理している「県立鹿野第二かちみ園」について、虐待防止等に関する有識者等による第三者調査を実施するとともに、事業団が運営する他の障害者支援施設についても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき立入調査を実施しましたので、その結果を報告します。

### 1 事案の概要

県立鹿野かちみ園において以下の3名の利用者に対し、日常的に一定の時間帯、居室外に出ることができないよう長期間にわたって居室の施錠が行われていた。この身体拘束を鳥取市及び県は「虐待」にあたるものと判断した。

#### (1)利用者A(40代女性)

入所当時は本人の他者への暴力行為（他害行為）を防止するため、施錠が行われていた。しかし、近年はその行為が落ち着いているにも関わらず、同ユニット（4居室程度のまとまり）の他の利用者の他害行為から保護するため、日中活動時間や食事時間等の居室外で支援員等と過ごす時間及び就寝中を除き居室が施錠されていた。（約7年間）

#### (2)利用者B(60代女性)

他の利用者の居室の小物類等を食べる行為（異食）があり、これを防止するため、日中活動時間や食事時間等の居室外で支援員等と過ごす時間を除き居室が施錠されていた。（約20年間）

#### (3)利用者C(40代女性)

他害行為を防止するため、日中活動時間や食事時間等の居室外で支援員等と過ごす時間を除き居室が施錠されていた。（約3年間）

なお、現在、利用者Aは他のユニットに移動し、居室の施錠は行われていない。また、利用者B及びCについても、居室の施錠は行わず、職員の見守り等で対応している。

### <身体拘束について>

- ◇障害者虐待防止法で「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は虐待であると定義されている。
- ◇障害者支援施設の運営基準（国基準省令を基に「鳥取県障害者支援施設に関する条例」に規定）  
「利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに必要な理由を記録すること。」
- ◇緊急やむを得ない場合→身体拘束の三要件「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たす場合  
「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」  
(H24.11.21 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域移行・障害児支援室 事務連絡)
- ◇緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き  
「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」  
(H28.4 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室)
- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明及び了解
- ③ 必要事項（身体拘束の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等）の記録

## 2 経過

- 平成28年5月10日 県東部福祉保健事務所（県障害者権利擁護センター）が県立鹿野かちみ園に係る虐待疑い通報を受理
- 平成28年5月12日 県東部福祉保健事務所から鳥取市（障害者虐待防止センター）へ虐待疑いとして通報
- 平成28年5月19日 鳥取市と県東部福祉保健事務所が共同で県立鹿野かちみ園を調査
- 平成28年5月23日 県障がい福祉課による鹿野かちみ園の調査  
代替措置の早急な検討及び他施設の自己点検を事業団に指示
- 平成28年5月26日 鳥取市から県東部福祉保健事務所へ調査結果報告（利用者 A、B、C に対する虐待の事実を確認）
- 平成28年6月1～3日 県東部福祉保健事務所及び中・西部総合事務所各福祉保健局による事業団が運営する他の障害者支援施設（6施設）の調査
- 平成28年6月6～7日 県立鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園への第三者による現地調査及びまとめ

## 3 本県調査の概要

### (1) 県立鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の調査

#### ア 目的

施設の設置者として第三者を加えた調査を行うことにより、多様な視点で問題点を洗い出すとともに、どのような対応・支援をすべきであったのか検証し、今後の支援・運営に生かすことを目的とした。

#### イ 調査対象

- ①鳥取市及び県東部福祉保健事務所の調査において、居室の施錠が行われていることが確認された利用者 A、B、C
- ②上記以外に、内側から開錠できない居室を利用していた利用者4名（鹿野かちみ園3名、鹿野第二かちみ園1名）

#### ウ 調査者

事業団との利害関係がない障がい福祉施策に精通する次の三名を選定した。

- 障がい者・高齢者の権利擁護に関する事業を実施する団体の理事
- 知的障がいを主対象とする障害者支援施設を運営する法人の管理的立場にある者
- 相談支援専門員（県虐待防止研修の委託先である鳥取県社会福祉士会の推薦する社会福祉士）

#### エ 実施日時

現地調査 平成28年6月6日（月）午前9時から午後6時まで

調査結果まとめ 平成28年6月7日（火）午後1時から午後4時30分まで

#### オ 調査方法

- ①施設管理者（園長）、サービス管理責任者、対象利用者の担当支援員、保護者等から聞取
- ②対象利用者の居室での過ごし方、状態等を目視、面談等で現状確認
- ③個別支援計画、支援記録等の書類の確認

#### カ 調査結果

◇利用者 A、B、C に対する居室の施錠（身体拘束）は「虐待」であることを確認した。

- ・組織的に施錠の必要性等の検証・見直しが行われないまま、長期間にわたって居室の施錠が行われており、利用者の行動を制限する身体拘束が許容される「緊急やむを得ない場合」の三要件（切迫性・非代替性・一時性）のいずれにも該当しない。（身体拘束する場合、すべての要件を満たす必要がある。）
- ・安易な居室の施錠は適切な支援とはいえず、利用者の人権を尊重した支援をすべきだった。

◇利用者 A、B、C 以外の内側から開錠できない居室を利用していた4名については、虐待にあたる身体拘束は認められなかった。

## (2) 事業団が運営する他の障害者支援施設の調査

### ア 実施日等

#### ①東部圏域

実施日 平成28年6月1日(水)  
実施機関 東部福祉保健事務所  
対象施設 障害者福祉センター友愛寮(鳥取市伏野)  
障害者福祉センター厚和寮(鳥取市伏野)  
障害者福祉センターあさひ園(鳥取市伏野)  
白兔はまなす園(鳥取市伏野)

#### ②中部圏域

実施日 平成28年6月2日(木)  
実施機関 中部総合事務所福祉保健局  
対象施設 羽合ひかり園(東伯郡湯梨浜町)

#### ③西部圏域

実施日 平成28年6月3日(金)  
実施機関 西部総合事務所福祉保健局  
対象施設 西部やまと園(西伯郡南部町)

### イ 調査結果

いずれの施設も、虐待に当たる身体拘束は認められなかった。

## 4 今後の対応

### (1) 県が事業団へ求める対応

#### ○原因究明及び再発防止策

県立鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の指定管理者である事業団に対し、指定管理に係る協定に基づき、県調査で洗い出された問題点及び課題について、原因究明及び再発防止策の報告を求め、その内容を検証する。

#### ○支援の改善状況に係る定期報告

利用者A、B、Cに対する支援の改善状況について毎月、報告を求め状況確認を行う。

#### ○老人福祉施設の自己点検

事業団が運営する老人福祉施設(6施設)についても、虐待にあたる身体拘束事案の有無について、自己点検結果の報告を求める。

### (2) 県が実施する対応

#### ○「緊急立入調査の実施」及び「包括的監査の実施」

◇事業団以外の社会福祉法人が運営する障害者支援施設(13施設)についても、虐待にあたる身体拘束事案の有無を確認するため緊急立入調査を実施する。調査にあたっては、利用者の状況や居室等の現場確認を徹底することにより、実効性あるものとする。

◇定期立入調査時においては、従来の職員聞き取りや書類確認による調査に加え、虐待の有無に係る調査を重点的に実施し、利用者の状況や居室等の現場確認を徹底する包括的監査を実施する。

#### ○虐待防止のための研修強化等

◇障害者支援施設等に対する事案の周知及び虐待防止対策を徹底する旨の通知を発出する。また、他の社会福祉施設についても、虐待の有無等処遇に係る自己点検を徹底する旨の通知を発出する。

◇従来の研修に加え、障害者支援施設等を対象とした虐待防止のための緊急的な研修を実施する。

(従来の研修)

- ・障害者支援施設等の管理者を対象とした虐待防止のための組織体制づくりを推進するための研修実施
- ・障害者支援施設等の現場職員を対象とした虐待を未然に防ぐ「気づき」を生み出すための研修実施

## 5 事業団による指定管理

利用者A、B、Cの居室の施設は現在行われておらず支援の充実に努めていること、鹿野かちみ園の事案以外には虐待の事実は確認されず適切な支援が実施されていること、また鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の全利用者への支援の継続性を考慮し、再発防止策の実施状況等を確認しながら、事業団による指定管理を継続する。

	A	B	C
0:00	居室内確認・トイレ誘導		
1:00		睡眠	睡眠
2:00	居室内確認・トイレ誘導		
3:00		睡眠	睡眠
4:00	居室内確認・トイレ誘導		
5:00		睡眠	睡眠
6:00	居室確認(起床等) トイレ誘導		
7:00	居室内確認・トイレ誘導		睡眠
8:00	食事(テイルーム)	食事(テイルーム)	食事(テイルーム)
9:00			休憩 (居室で一人で過ごす)
10:00	日中活動	日中活動	日中活動
11:00			
12:00	食事(テイルーム)	食事(テイルーム)	食事(テイルーム)
13:00			休憩 (居室で一人で過ごす)
14:00	日中活動・入浴	日中活動・入浴	日中活動・入浴
15:00	ティータイム		休憩(居室で一人で過ごす)
16:00		ティータイム	ティータイム
17:00	夕食前(手洗い・トイレ誘導)準備		休憩 (居室で一人で過ごす)
18:00	食事(テイルーム)	食事(テイルーム)	食事(テイルーム)
19:00		居室内確認・トイレ誘導	居室内確認・トイレ誘導
20:00	居室内確認・トイレ誘導		
21:00		巡回	巡回
22:00	居室内確認・トイレ誘導		
23:00		睡眠	睡眠
施錠時間	14時間	10時間	6時間30分
解錠時間	10時間	14時間	17時間30分
特記事項	土日は開錠	マンツーマン対応が可能な場合は上記以外も開錠	
	・・・施錠時間帯		

## 指定居宅介護支援事業者の指定取消処分等について

平成28年6月16日  
東部福祉保健事務所  
長 寿 社 会 課

てのひら株式会社に対し介護保険法（以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定取消処分を行いました。併せて当該事業所の介護支援専門員の登録の消除処分を行いました。

### 1 居宅介護支援事業者の指定取消

#### (1) 指定取消対象事業者及び事業所概要

(法人) 事業者	名称	てのひら株式会社（鳥取市福部町細川676番地8）
	代表者	代表取締役 田中 文恵（たなか ふみえ）
事業所	名称	ことのは（鳥取市新40番地）
	管理者	田中 文恵
	事業種別	居宅介護支援
	指定日	平成26年6月1日（平成28年1月1日から休止中）

#### (2) 指定取消年月日

平成28年6月13日（指定取消処分の決定日は処分日と同日）

#### (3) 指定取消の理由

当該事業者は、居宅サービス計画を作成していないにも関わらず、不正に介護報酬を請求し受領している場合があった。また、当該計画が作成されているものについても、利用者の居宅訪問・面接、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合には、介護報酬額を減算請求すべきところ、このことを知りながら減算せず不正に請求し受領した。（不正請求額1,479,460円（平成26年9月から平成27年12月まで）

このことが、法第84条第1項第6号（指定の取消し等）に該当するため。

#### <参考>介護報酬の返還

今後、各保険者が不正請求額を精査し、返還を求めることとなる。

### 2 介護支援専門員の登録の消除

#### (1) 対象者

氏名：田中 文恵（たなか ふみえ）

介護支援専門員登録番号：31130018号

#### (2) 消除年月日

平成28年6月13日

#### (3) 消除の理由

対象者が居宅介護支援事業者の指定取消処分を受け、指定取消の理由が、法第69条の39第2項第1号（介護支援専門員の義務違反及び信用失墜行為の禁止違反）に該当するため。

